

# 公立大学法人京都市立芸術大学特定業務職員就業規則

(平成31年3月19日理事長決定)

(令和6年3月14日一部改正)

## 目次

- 第1章 総則 (第1条～第5条)
- 第2章 人事 (第6条～第10条)
- 第3章 給与 (第11条)
- 第4章 研修 (第12条)
- 第5章 災害補償 (第13条)
- 第6章 雜則 (第14条～第15条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条及び公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条第2項の規定により、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）に勤務する特定業務職員（以下「特定業務職員」という。）の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、「特定業務職員」とは、法人に雇用される者のうち、理事長が必要と認める特定の業務に従事する者をいう。

#### (法令との関係)

第3条 特定業務職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令及び法人の諸規程に定めるところによる。

#### (規則の遵守)

第4条 法人及び特定業務職員は、この規則を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

(規則の周知)

第5条 法人は、この規則の内容及び趣旨の周知徹底を図るとともに、この規則を改廃した場合には速やかに特定業務職員に周知しなければならない。

## 第2章 人事

(採用)

第6条 特定業務職員の採用は、選考によるものとし、面接、経歴評定、筆記試験その他 の方法により行う。

(勤務条件の明示)

第7条 法人は、新たに特定業務職員となる者に対して、次に掲げる勤務条件を記載した 文書（第1号様式）を交付し、その他の勤務条件に係る事項については、口頭又は文 書で明示する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇 に関する事項
- (4) 給与の決定・計算・支払いの方法、給与の締切・支払の時期に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第8条 新たに特定業務職員として採用される者は、次に掲げる書類を提出しなければな らない。ただし、法人が提出を要しないと認めたものについては、この限りではない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書その他これに準ずるもの
- (3) その他法人が必要と認める書類

(雇用期間)

第9条 特定業務職員の雇用期間は、5年以内とし、通算して5年の期間を限度として、 更新することができる。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学が締結する有期労働 契約の契約期間及び無期労働契約への転換に関する規程（以下「有期労働契約に關する規程」という。）第5条に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した特定業務 職員については、この限りではない。

2 有期労働契約に関する規程第5条に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した特定業務職員の雇用期間は、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(退職)

第10条 特定業務職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる日に退職し、特定業務職員としての身分を失う。

- (1) 自ら退職を申し出て、法人に承認された場合 法人に承認された退職の日
- (2) 前条に定める雇用期間を満了した場合（雇用期間が更新される場合を除く。）  
雇用期間満了の日
- (3) 死亡した場合 死亡の日

### 第3章 給与

(給与)

第11条 特定業務職員の給与に関する事項については、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の定めるところによる。

### 第4章 研修

(研修)

第12条 所属長は、特定業務職員に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を習得させるための研修を実施することができる。

### 第5章 災害補償

(災害補償)

第13条 特定業務職員の業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、災害補償に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 雜則

(委任)

第14条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関する必要な事項については、理事長が定める。

(職員就業規則の準用)

第15条 職員就業規則のうち、第10条（試用期間）、第13条（配置等）、第14条（休職）、第15条（休職の期間）、第16条（復職）、第17条（委任）、第19条（自己都合による退職手続）、第22条（解雇）、第23条（解雇制限）、第24条（解雇予告）、第25条（退職後の責務）、第26条（退職証明書）、第26条の2（人事異動）、第26条の3（人事評価）、第28条（誠実義務）、第29条（職務専念義務）、第30条（服務心得）、第31条（遵守事項）、第32条（倫理の保持）、第33条（ハラスメントの防止等）、第34条（入構禁止又は学外退去）、第35条（兼業の制限）、第36条（勤務時間、休日及び休暇等）、第37条（育児休業等）、第38条（介護休業等）、第41条（懲戒の事由）、第42条（懲戒の種類及び内容）、第43条（懲戒の手続等）、第44条（訓戒等）、第45条（損害賠償）、第46条（安全及び衛生）、第47条（出張）、第48条（旅費等）、第49条（福利厚生）、第51条（退職手当）及び第52条（不服申立て）の規定は、特定業務職員に準用する。

附 則（平成31年3月19日理事長決定）

この規則は、決定の日から施行する。

附 則（令和6年3月14日理事長決定）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 通 知 書

年 月 日

様

公立大学法人京都市立芸術大学 理事長

あなたを 採用又は更新 するに当たっての勤務条件は、次のとおりです。  
再度任用

雇用期間	<input type="checkbox"/> 期間の定めあり ( 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 期間の定めなし	
無期転換申込 (通算契約期間が5年を超えてる場合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。 この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり））	
契約更新の有無	<input type="checkbox"/> 自動更新する <input type="checkbox"/> 更新する場合があり得る <input type="checkbox"/> 更新しない ※ 契約更新の基準 契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、法人の経営状況、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案し判断する。	
更新上限	通算契約期間5年まで（本契約終了時通算期間 年 箇月）	
勤務場所	(雇入れ直後)   <input type="checkbox"/> なし（天災その他やむを得ない理由により変更が生じる場合を除く）	
職名		
仕事の内容	(雇入れ直後)   <input type="checkbox"/> なし（天災その他やむを得ない理由により変更が生じる場合を除く）	
勤務時間	①勤務の態様 <input type="checkbox"/> 通常勤務 1週間当たりの勤務時間数（平均） 時間 分 1週間の所定勤務日数（平均） 日 <input type="checkbox"/> その他の勤務（ ） ②始業及び終業時刻 <input type="checkbox"/> 時 分から 時 分まで（休憩時間 時 分から 時 分まで） ③その他勤務条件（ ）	
休日等	休日は、 <input type="checkbox"/> 日曜日及び土曜日 <input type="checkbox"/> 国民の祝日に関する法律に規定する休日 <input type="checkbox"/> 1月2日、同月3日、8月15日、同月16日及び12月29日から同月31日まで <input type="checkbox"/> （ ） 勤務を要しない日の割振りが、 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（ ）	
時間外勤務	時間外勤務をさせることが、 <input type="checkbox"/> 有（特別報酬を支給する） <input type="checkbox"/> 無 ① 正規の勤務における勤務 → 割増率125/100（1日7時間45分までは100/100） ② 勤務を要しない日における勤務 → 割増率125/100（1日7時間45分までは100/100） ③ 休日における勤務 → 割増率135/100 ④ ①、②及び③にかかわらず、1月60時間を超えた場合における勤務 → 割増率150/100 ※ 深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）における時間外勤務は、上記の割増率に25/100を加算する。	
休暇	公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第5章のとおり。	
給与等	基礎報酬	月給 円
	手当	
	支払期日等	公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程のとおり
控除項目	①税金 <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 市町村民税及び都道府県民税 ②社会保険料 <input type="checkbox"/> 健康保険料 <input type="checkbox"/> 介護保険料 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険料 <input type="checkbox"/> 雇用保険料 ③その他 <input type="checkbox"/> 法令又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定に規定するもの <input type="checkbox"/> （ ）	

社会保険	①公立学校共済組合の加入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②厚生年金保険の加入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③雇用保険の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
退職に関する事項	自己都合退職を希望する場合は、原則、退職希望日の30日前までに書面で申し出なければならない。
解雇の事由	公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第22条のとおり。
安全及び衛生	一般定期健康診断の実施が <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
その他の	

※ 本通知の交付は、「労働基準法第15条」に基づく労働条件の明示及び「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）第6条」に基づく文書の交付を兼ねるものである。